

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 基本的な事務手続及び留意事項</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 事前通知に関する手続</p> <p>(1) 事前通知の実施</p> <p>納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕において、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。</p> <p>この場合、事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。</p> <p>なお、納税義務者に対して都合を聴取する際は、法第65条第<u>6項</u>に規定する調査通知を併せて行う。</p> <p>おって、調査通知及び事前通知の実施に当たっては、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。</p> <p>(注) 1～3 (省略)</p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について</p> <p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 基本的な事務手続及び留意事項</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 事前通知に関する手続</p> <p>(1) 事前通知の実施</p> <p>納税義務者に対し実地の調査を行う場合には、原則として、調査の対象となる納税義務者及び税務代理人の双方に対し、調査開始日前までに相当の時間的余裕において、電話等により、法第74条の9第1項に基づき、実地の調査において質問検査等を行う旨、並びに同項各号及び国税通則法施行令第30条の4に規定する事項を事前通知する。</p> <p>この場合、事前通知に先立って、納税義務者及び税務代理人の都合を聴取し、必要に応じて調査日程を調整の上、事前通知すべき調査開始日時を決定することに留意する。</p> <p>なお、納税義務者に対して都合を聴取する際は、法第65条第<u>5項</u>に規定する調査通知を併せて行う。</p> <p>おって、調査通知及び事前通知の実施に当たっては、通知事項が正確に伝わるよう分かりやすく丁寧な通知を行うよう努める。</p> <p>(注) 1～3 (同左)</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2)・(3) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 調査終了の際の手續</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明</p> <p>上記(2)の調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について、納税義務者から<u>当該説明に基づく</u>修正申告書等の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされるまでの間又は<u>当該説明に基づく</u>更正決定等を行うまでの間において、当該調査結果の内容の説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合など、当該調査結果の内容の説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認められた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行う（手續通達6－4）。</p> <p>なお、調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合とは、納税義務者から新たな証拠の提示等があり、当該調査結果の内容の説明の前提となる事実関係に相違が生じるような場合をいう。</p> <p>(5) 税務代理人がある場合の調査結果の内容の説明等</p> <p>実地の調査における更正決定等をすべきと認められない旨の書面の通知、調査結果の内容の説明、修正申告等の勧奨、修正申告等の法的効果の教示及び教示文の交付（以下「通知等」という。）については、原則として納税義務者に対して行うのであるが、納税義務者の同意がある場合には、納税義務者に代えて、税務代理人に対して当該通知等を行うことができる。</p> <p>なお、この場合における納税義務者の同意の有無の確認は、</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 調査終了の際の手續</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明</p> <p>上記(2)の調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について、納税義務者から修正申告書等の提出若しくは源泉徴収に係る所得税の納付がなされるまでの間又は更正決定等を行うまでの間において、当該調査結果の内容の説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合など、当該調査結果の内容の説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認められた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行う（手續通達6－4）。</p> <p>なお、調査結果の内容の説明の根拠が失われた場合とは、納税義務者から新たな証拠の提示等があり、当該調査結果の内容の説明の前提となる事実関係に相違が生じるような場合をいう。</p> <p>(5) 税務代理人がある場合の調査結果の内容の説明等</p> <p>実地の調査における更正決定等をすべきと認められない旨の書面の通知、調査結果の内容の説明、修正申告等の勧奨、修正申告等の法的効果の教示及び教示文の交付（以下「通知等」という。）については、原則として納税義務者に対して行うのであるが、納税義務者の同意がある場合には、納税義務者に代えて、税務代理人に対して当該通知等を行うことができる。</p> <p>なお、この場合における納税義務者の同意の有無の確認は、</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>① <u>提出された税務代理権限証書の調査の通知・終了の際の手續に関する同意欄</u>（「調査の通知」欄を除く。）を確認する方法、</p> <p>② 電話又は臨場により納税義務者に直接同意の意思を確認する方法、</p> <p>③ 税務代理人から納税義務者の同意を得ている旨の申出があった場合には、<u>その旨が記載された税務代理権限証書の提出を求め、その内容を確認する方法</u></p> <p>のいずれかにより行う。</p> <p>(注) 実地の調査以外の調査についても、実地の調査の場合に準じて、納税義務者に代えて、税務代理人に対して調査結果の内容の説明、修正申告等の勧奨、修正申告等の法的効果の教示及び教示文の交付を行うことができることに留意する。</p> <p>ただし、<u>実地の調査以外の調査において、上記①から③までの方法</u>により納税義務者の同意の意思を確認することが難しい場合には、税務代理人から調査結果の内容の説明を受けることについて委嘱されている旨の申立てがあることをもって、納税義務者に代えて税務代理人に対して調査結果の内容の説明等を行うことができることに留意する（手続通達8-3）。</p> <p>(6)・(7) (省略)</p> <p>5 理由附記の実施</p> <p>行政手続法第2章に規定する申請に対する拒否処分又は同法第3章に規定する不利益処分（同法第3条第1項に定めるものを除く。）を行う場合に必要となる同法第8条又は第14条の規定に基づく処分の理由の提示（理由附記）を行うに当</p>	<p>(新設)</p> <p>① 電話又は臨場により納税義務者に直接同意の意思を確認する方法、<u>又は、</u></p> <p>② 税務代理人から納税義務者の同意を得ている旨の申出があった場合には、<u>同意の事実が確認できる書面</u>の提出を求める方法</p> <p>のいずれかにより行う。</p> <p>(注) 実地の調査以外の調査についても、実地の調査の場合に準じて、納税義務者に代えて、税務代理人に対して調査結果の内容の説明、修正申告等の勧奨、修正申告等の法的効果の教示及び教示文の交付を行うことができることに留意する。</p> <p>ただし、<u>実地の調査以外の調査において、上記①又は②により納税義務者の同意の意思を確認することが難しい場合には、税務代理人から調査結果の内容の説明を受けることについて委嘱されている旨の申立てがあることをもって、納税義務者に代えて税務代理人に対して調査結果の内容の説明等を行うことができることに留意する</u>（手続通達8-3）。</p> <p>(6)・(7) (同左)</p> <p>5 理由附記の実施</p> <p>行政手続法第2章に規定する申請に対する拒否処分又は同法第3章に規定する不利益処分（同法第3条第1項に定めるものを除く。）を行う場合に必要となる同法第8条又は第14条の規定に基づく処分の理由の提示（理由附記）を行うに当</p>

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>たつては、処分の適正性を担保するとともに処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を図るとの理由附記が求められる趣旨が確保されるよう、適切にこれを行う。</p> <p>(注) 所得税法第 155 条（青色申告書に係る改正）、法人税法第 130 条（青色申告書に係る改正）等の各税法に理由附記をすることが規定されている処分については、従前のおり当該規定に基づき適切に理由附記を行うことに留意する。</p>	<p>たつては、処分の適正性を担保するとともに処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を図るとの理由附記が求められる趣旨が確保されるよう、適切にこれを行う。</p> <p>(注) 所得税法第 155 条（青色申告書に係る改正）、法人税法第 130 条（青色申告書等に係る改正）等の各税法に理由附記をすることが規定されている処分については、従前のおり当該規定に基づき適切に理由附記を行うことに留意する。</p>